⑸　［略］
⑷　その他
　［ａ・ｂ　略］
　ｃ　第二号様式記載上の注意⑹ｃ又は⑺ｄに準じて記載すること。
　ｄ　［略］
［⑸～⑼　略］
⑽　継続開示会社たる保証会社に関する事項
　ａ　［略］
　ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

　［ｃ・ｄ　略］
［⑴～⑶　略］
⑷　最近の財務書類
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。
［⑸～⑻　略］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日

協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、ｂの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。
　(a)　次の事業年度における第１四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間
　(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間
　(c)　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間
⑸　［同左］
⑷　［同左］
　［ａ・ｂ　同左］
　ｃ　第二号様式記載上の注意⑹ｃ及びｄ又は⑺ｄ及びｅに準じて記載すること。
　ｄ　［同左］
［⑸～⑼　同左］
⑽　［同左］
　ａ　［同左］
　ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
　［ｃ・ｄ　同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　［同左］
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。
［⑸～⑻　同左］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日